

業務委託仕様書（案）

1 件名

新宿区特定保健指導等に係る業務委託

2 履行場所

保健指導の実施会場（以下「会場」という。）は、新宿区保健センター及び区が指定する場所とする。

【新宿区保健センター】

牛込保健センター 矢来町6
四谷保健センター 四谷三栄町10-16
東新宿保健センター 新宿7-26-4
落合保健センター 下落合4-6-7

3 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ 当該年度実施分の実施評価等が優良と認められた場合には、次年度の対象者に対する保健指導実施について、引き続き契約を更新できるものとする。

4 令和6年度新宿区特定健康診査受診者に対する保健指導実施の流れ

特定健康診査を受診（令和6年6月1日～令和7年3月31日受診者対象）

↓

保健指導利用券・利用案内を区より対象者に毎月送付

↓

利用券を受け取った対象者が実施機関を選択し、初回面接を実施

↓

初回面接を実施した対象者に対して、3か月以上の継続支援及び実績評価を実施

5 特定保健指導及び非肥満保健指導対象者条件（表1）

- (1) 新宿区特定健康診査を受診し、当該年度に区が特定保健指導対象者及び非肥満保健指導対象者と認めた者。非肥満保健指導は、腹囲・BMIは基準値内だが、非肥満保健指導階層化判定基準のうち、2つ以上のリスクがある者を対象とする。
- (2) 新宿区特定健康診査の実施に代えることが可能な事業主健診や人間ドック等の他の健康診査の結果により、当該年度に区が新宿区特定保健指導対象者及び非肥満保健指導対象者と認めた者。

表1 特定保健指導対象者及び非肥満保健指導対象者判定表

		40～64 歳				65～74 歳				40～74 歳
		肥満								非肥満
		腹囲該当		BMI 該当		腹囲該当		BMI 該当		
リスク	喫煙あり	喫煙なし	喫煙あり	喫煙なし	喫煙あり	喫煙なし	喫煙あり	喫煙なし	喫煙あり・なし	
受診勧奨値	3つ	積極的支援				動機づけ支援				受診勧奨通知対象者
	2つ									
	1つ									
保健指導基準値	3つ	積極的支援				動機づけ支援				非肥満保健指導
	2つ									(リスク2つ以上該当)
	1つ									健康相談対象者 (リスク1つ該当)
正常範囲		情報提供レベル								

斜線は委託範囲外。

【特定保健指導階層化判定リスク基準】

- ① 血圧：収縮期血圧 130mmHg 以上または拡張期血圧 85mmHg 以上
- ② 脂質：空腹時中性脂肪 150mg/dl 以上（空腹時中性脂肪が採れなかった場合は随時中性脂肪 175mg/dl 以上）または HDL コレステロール 40mg/dl 未満
- ③ 血糖：空腹時血糖 100mg/dl 以上
（空腹時血糖が採れなかった場合は HbA1c5.6%以上）
- ④ 喫煙：あり

【非肥満保健指導階層化判定リスク基準】

- ① 血圧：収縮期血圧 130mmHg 以上 140mmHg 未満 または
拡張期血圧 85mmHg 以上 90mmHg 未満
- ② 脂質：空腹時中性脂肪 150mg/dl 以上 300mg/dl 未満（空腹時中性脂肪が採れなかった場合は随時中性脂肪 175mg/dl 以上 300mg/dl 未満） または
LDL コレステロール 120mg/dl 以上 140mg/dl 未満
- ③ 血糖：空腹時血糖 100mg/dl 以上 126mg/dl 未満
（空腹時血糖が採れなかった場合は HbA1c5.6%以上 6.5%未満）

6 医療機関への受診勧奨対象者条件

特定健康診査の結果、血圧・脂質・血糖のいずれかの検査結果が、国の定める「すぐに受診レベル」の受診勧奨値を超える者を対象とする。なお、これに基づく業務内容は、8（7）のとおり。

- ① 血圧：収縮期血圧 160mmHg 以上または拡張期血圧 100mmHg 以上
- ② 脂質：中性脂肪（空腹時・随時を問わない） 500mg/dl 以上
または LDL コレステロール 180mg/dl 以上
- ③ 血糖：空腹時血糖 126mg/dl 以上または HbA1c6.5%以上

7 想定対象者数

表2 特定保健指導及び非肥満保健指導等想定対象者数

	対象者内訳		想定対象者数
指導区分	特定保健指導	積極的支援(40-64歳)	682
		動機付け支援・動機づけ支援相当 (40-74歳)	1,268
	非肥満保健指導(40-74歳)		453

8 委託内容

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき保険者が実施する特定健康診査を受診し、その結果により保健指導の必要がある対象者に対して、区は保健指導利用券を送付する。受託者は社会保険診療報酬支払基金の都道府県における機関番号を取得した上で、以下の業務を行うこと。

- (1) ご案内リーフレット原稿の作成
- (2) 利用勧奨の実施
- (3) 予約及び問い合わせ対応
- (4) 保健指導の実施及び報告（紙及び電子）
- (5) 途中終了者の報告
- (6) 保健指導利用者に対するアンケートの実施
- (7) 医療機関への受診勧奨
- (8) 定期報告会の実施
- (9) 年間業務報告書の作成（データ分析）
- (10) 保健指導支援計画及び実施報告書（モニタリング資料）の作成

業務の履行にあたっては厚生労働省が定める「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」及び本仕様を遵守し、実施内容及び実施率の向上に努めるものとする。

なお、国の通知等により実施内容等の変更があった場合及び改訂版が発行された場合は、変更・改定内容に沿って実施することとする。

(1) ご案内リーフレット原稿の作成について

原稿は、①特定保健指導、②非肥満保健指導は、A3用紙各1枚（両面・フルカラー）で、③受診勧奨については、A4用紙1枚（片面・フルカラー）で作成し、電子データで区に提出すること。なお、区による校正を3回以上とする。

提出期限は令和6年8月までの間の区が指定する時期とする。区は提出原稿を基に利用案内の印刷物を作成し、対象者へ利用券とともに送付する。

(2) 利用勧奨の実施について

- ① 区が提供する「利用勧奨対象者名簿」（電子媒体）を基に利用勧奨を行うこと。
なお、実施率の向上につながるよう個別性を重視の上、工夫を図ること。
- ② 利用勧奨の実施は、保健師・管理栄養士・看護師のいずれかの資格を有すること。
- ③ 利用勧奨の結果は、実施月ごとにまとめて報告すること。
報告項目は、利用勧奨実施数、利用勧奨実施日、時間、利用勧奨方法、利用勧奨実施者名、架電接続率、利用勧奨結果（利用意思の有無、理由等）等とする。
- ④ 利用券送付後、2週間以内に電話による勧奨を行い、希望者の予約を受け付けること。複数回の架電の後、連絡不通者に対して文書等による勧奨を2回以上行うこと。
- ⑤ 特定保健指導の利用勧奨時に対象者の事情等により当該委託業務における保健センターでの利用予約が適さない場合は、新宿区が委託する他の保健指導実施機関（医療機関）での利用を案内すること。
- ⑥ ④を実施後、回答保留等により申込みのない対象者については、文書等での再案内を行うこと。

(3) 予約及び問い合わせ対応について

- ① 予約及び問い合わせ窓口を設け、(4) ①ア及びイの範囲において、予約を受け付けること。予約受付時には、区が対象者に送付する利用券に記載の利用券整理番号等を確認すること。
- ② 保健指導実施体制（予約者名・保健指導実施者名）について、実施日の2営業日前までに区へ報告すること。

(4) 保健指導の実施及び報告について

① 実施日時

保健指導の実施日時は、以下のとおり区が指定する範囲において、利用者の利便性に配慮して決定する。

ア 会場の利用

会 場	曜日・時間（但し祝日を除く）
牛込保健センター	月曜日（9時～17時）
四谷保健センター	火曜日（9時～17時）
東新宿保健センター	水曜日（9時～17時）または木曜日（9時～17時）
落合保健センター	金曜日（9時～17時）

※ 日程は、区が各会場と調整の上、決定する。令和6年度日程は、別紙1のとおり。なお、保健センター事業での使用状況や利用者の利便性に配慮し、曜日を変更する場合がある。

※ 会場の利用にあたっては、別紙2「施設利用上の留意事項」を遵守し、会場となる施設の業務に支障をきたさないように努めること。

イ 情報通信技術を活用した遠隔面接

(ア) 原則として、平日の 9 時～17 時に実施すること。

(イ) ただし、利用者の要望に基づき、土曜日・日曜日（9 時～17 時）及び平日の夜間（17 時～20 時）に実施することができる。なお、緊急時の対応については、事前に区と十分に協議すること。

② 保健指導実施者

【保健指導実施者要件】

ア 医師、管理栄養士、保健師のいずれかの資格を有すること。

イ 特定保健指導の実務経験が 5 年以上の者を 5 割以上とすること。

ただし、運動指導を行う際の実施者に関しては運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると区が認める時はこの限りではない。また、実施者の資格、修了研修履歴及び研修実施計画を区へ報告すること。

ウ 保健指導実施者は利用者の予約状況等に応じて必要な人員を配置すること。

実施者に変更が生じた場合には、随時報告すること。

※ 研修や指導により、実施者の資質管理を徹底すること。

③ 保健指導の実施、支援ツール等

特定保健指導及び非肥満保健指導対象者に対する食事・運動等の生活習慣の改善に必要なプログラムを作成し、以下の要件を満たすこと。支援ツール、学習教材、詳細な質問票、業務マニュアル等は受託者が準備し、あらかじめ区の承認を得ること。なお、支援プログラム内における医療行為の実施は認めない。

目 的：対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを積極的に行うことができるようになる

支援期間：3 か月間の継続した支援

【特定保健指導】

ア 積極的支援

(ア) 初回面接

初回、個別面接または情報通信技術を活用した遠隔面接による個別支援を 1 回行う。面接は、1 人あたり 20 分以上とする。

(イ) 継続支援

初回面接後、3 か月以上の継続支援を個別面接、電話、情報通信技術を活用した遠隔面接、電子メール、FAX、手紙、チャット等（以下「電子メール等」という。）のいずれかの方法で実施する^{*1}。なお、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」に基づき、アウトカム評価とプロセス評価の合計で 180 ポイント以上を取得すること。

(ウ) 実績評価

初回面接から3か月経過後、実績評価を個別面接、電話、情報通信技術を活用した遠隔面接、電子メール等のいずれかの方法で実施する。

イ 動機付け支援（動機付け支援相当※²含む）

(ア) 初回面接

初回、個別面接または情報通信技術を活用した遠隔面接による個別支援を1回行う。面接は、1人あたり20分以上とする。

(イ) 途中支援・実績評価

初回面接から1か月以上経過後、個別面接、電話、情報通信技術を活用した遠隔面接、電子メール等のいずれかの方法で途中支援を1回実施する。

初回面接から3か月経過後、個別面接、電話、情報通信技術を活用した遠隔面接、電子メール等のいずれかの方法で実績評価を実施する。

【非肥満保健指導】

(ア) 初回面接

初回、個別面接または情報通信技術を活用した遠隔面接による個別支援を1回行う。面接は、1人あたり20分以上とする。

(イ) 途中支援・実績評価

初回面接から1か月以上経過後、途中支援を個別面接、電話、情報通信技術を活用した遠隔面接、電子メール等のいずれかの方法で1回実施する。

初回面接から3か月経過後、個別面接、電話、情報通信技術を活用した遠隔面接、電子メール等のいずれかの方法で実績評価を実施する。

- ※1 継続支援を行う際は、初回面接の内容を踏まえて、個別性を重視した内容とすること。
- ※2 令和5年度の積極的支援に該当し、かつ支援が終了した者であって、令和6年度も積極的支援に該当し、1年目に比べて2年目の状態が改善（腹囲及び体重の値）している者。詳細は、厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」を参照のこと。

【初回面接時の確認事項】

- ア 特定保健指導または非肥満保健指導利用券
- イ 新宿区国民健康保険被保険者証
- ウ 健診結果

初回面接の前日までに、利用者に対して上記ア～ウを持参するよう伝えた上で、面接の当日はア～ウを確認の上、支援を実施すること。なお、保健指導利用券は回収して、委託料の請求が終了するまで受託者が保管すること。

なお、アを持参しなかった者には、他機関における重複利用がないことを確認

の上実施すること。イを持参しなかった場合は、身分証明書や氏名・生年月日の聞き取り等により、本人確認を行うとともに、面接開始前に区に連絡し、利用資格の有無について確認すること。

【初回面接時の計画及び行動目標立案】

初回面接時に保健指導実施期間中の食事・運動等の生活習慣改善に必要な計画を立案する。計画は利用者の状況に合わせて適宜見直しを図ることとする。

なお、対象者の健診結果（血圧・脂質・血糖）が受診勧奨値を超えている場合には、医療機関の受診勧奨を併せて行う。その際の基準値は下記のとおりとする。

- ア 血圧：収縮期血圧 140mmHg 以上 または 拡張期血圧 90mmHg 以上
- イ 脂質：中性脂肪（空腹時・随時を問わない）300mg/dl 以上
または LDL コレステロール 140mg/dl 以上
- ウ 血糖：空腹時血糖 126mg/dl 以上 または HbA1c6.5%以上

【運動指導実施にあたっての注意について】

運動指導を実施する際には、対象者のリスク把握（既往歴、服薬の有無、健診結果の把握）を行い、安全に十分配慮して指導すること。

また、受診勧奨値を超える者やリスクの状況に応じて、健診担当医やかかりつけ医の意見を踏まえた上、指導すること。

【情報通信技術を活用した遠隔面接を実施する際の留意事項】

ア 機器・通信環境

(ア) 映像と音声の送受信が常時安定し、かつ円滑であるとともに、保健指導実施者と利用者が相互に表情、声、しぐさ等を確認できるよう、機器・通信環境を整えること。

(イ) 利用者が複雑な操作をしなくても遠隔面接ができるよう、必要に応じて支援すること。

(ウ) 情報セキュリティが確保されること。なお、遠隔面接の実施時に交換される個人情報外部に漏洩することのないよう、実施者は個人情報の保護に十分に配慮すること。

イ 支援ツール、教材等

(ア) 対面で行う場合と同一の内容で保健指導を実施できるよう、必要な支援ツール、教材等を用意し、利用者と共有すること。

(イ) 郵便や電子メール等の活用により、面接の結果等を事後速やかに利用者とは共有すること。なお、遠隔面接の結果等の共有は、初回面接の一部として実施するものであり、継続支援にあたらぬ。

ウ その他

受託者は利用者に対し、自身の機器に係る通信費は利用者の負担になる旨を事前に説明すること。

【途中終了者への支援等】

初回面接実施後、対象者が継続及び途中支援を受けなかった場合、電話、手紙等により、保健指導を継続するよう促す。また、予定日に利用が無く代替日の設定も無い、あるいは代替日に欠席する等の状態で、最終利用日から2か月を経過した時点で、途中終了者として認定し、その2週間以内に対象者からの再開依頼がない限り、途中終了確定とする。確定後、区に報告をする。

【保健指導利用中の者が新宿区国民健康保険被保険者資格を喪失した場合】

保健指導の対象者（利用者含む）が新宿区国民健康保険被保険者資格を喪失した際は、区は速やかに受託者及び対象者にその旨を通知する。受託者は区より通知を受けた時点で保健指導の実施を中止し、利用者に途中終了する旨を通知する。

また、受託者が区よりも早く対象者（利用者含む）の資格喪失の事実を把握した場合は速やかに区に報告すること。

【みなし終了（督促）による実績評価】

受託者は実績評価を実施するための督促を複数回実施すること。報告の際は、督促の日付、方法、回数、実施者について明記し終了とすること。報告の内容を確認の上、区が督促による実績評価によりみなし終了と認めた場合のみ、みなし終了とする。

【利用者の健康状態により、医療管理が優先されると判断される者への対応】

初回面接実施時もしくは継続支援実施中に個別の健康状態により、保健指導を中止するもしくは治療と合わせた保健指導の実施が望ましいと判断される者に対しては、かかりつけ医や健診受診機関等への受診を勧め、その旨を区に報告すること。なお、健診受診後に服薬を開始した場合、利用者本人による主治医確認のもと、保健指導を実施すること。

(5) 途中終了者の報告について

利用者本人の都合により支援を中断する場合、支払い請求月に関わらず、随時報告すること。

(6) 保健指導利用者に対するアンケート実施について

利用者に対して利用のきっかけや利用したいと思った理由、保健指導プログラム及び保健指導実施者に関する満足度や意見等を聴取し、保健指導実施結果とともに提出すること。聴取項目については事前に区の承認を得ること。

(7) 医療機関への受診勧奨について

① 区が提供する「受診勧奨対象者名簿」（電子媒体）を基に医療機関への受診勧奨を行う。

- ② 受診勧奨の実施は、保健師・管理栄養士・看護師のいずれかの資格を有すること。
- ③ 事前協議において決定したスケジュールに基づき、受診勧奨対象者名簿提供日から1か月以内を目安に受診勧奨を行うこと。受診勧奨を行う場合は、複数回架電し、連絡不通者には文書等による勧奨を1回以上実施すること。
- ④ 受診勧奨の結果を実施月ごとにまとめて報告すること。
報告項目は、受診勧奨実施数、受診勧奨実施日時、受診勧奨方法、受診勧奨実施者名、架電接続率、受診勧奨結果（受診の有無と未受診の理由等）等とする。

(8) 定期報告会の実施について

保健指導実施状況の共有、円滑な実施のために区との定期報告会（2か月に1回程度）を実施すること。定期報告会への出席者は保健指導及び利用勧奨業務の実施状況を把握する保健指導業務を統括する者を選定すること。また、利用勧奨・受診勧奨・保健指導の実績及び実施状況が分かる報告書を作成の上、定期報告会で報告すること。なお、報告書は定期報告会の開催2営業日前までに区に提出すること。

定期報告会終了後、1週間以内を目安に議事録を作成し、区に提出すること。

(9) 年間業務報告書の作成について

前年度特定健診受診者における保健指導利用者全ての実績評価終了後、当該実施分に係る別紙3に定める項目を含む年間の「保健指導業務報告書」を提出すること。

(10) 保健指導支援計画及び実施報告書（モニタリング資料）の作成について

保健指導実施状況を確認するため、面接記録の写し（初回及び実績評価後）等を毎月提出すること。

9 事故報告

下記の項目に該当する事故等が発生した場合は、応急処置の上、直ちに区に報告すること。

- (1) 非常災害及びその他の事故により、業務の履行が困難となったとき、またはその恐れがあるとき。
- (2) 業務の履行中に、保健指導利用者に事故が発生したとき。
- (3) 前各項のほか、業務履行や会場の管理等に支障をきたす事態が発生したとき。

10 意見・苦情等の報告

対象者及び保健指導利用者から意見等があった場合には、受託者において意見等を適切に聞き取り、改善に努めるものとする。また、意見・改善内容を区に報告すること。

なお、意見等の内容が実施体制に関わるようなものや区の判断を要するものの場合、区に速やかに報告し、区の指示に基づき適切な対応をとること。意見等の対応報告書は、概ね1週間以内に区に提出すること。

1.1 個人情報の保護

(1) 個人情報の保護について

業務の履行にあたっては、別紙「特記事項」を遵守すること。

(2) 個人情報を含む書類等の運搬に関する取扱いについて

- ① 個人情報を含む書類等の運搬は鍵付きケースに入れ運搬するなどの個人情報紛失防止策を施すこと。
- ② 運搬中は個人情報の漏えいが起きないように細心の注意を払うこと。

(3) 受託者のシステム上の個人情報保護対策について

- ① 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を施すこと
- ② 受託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせること。
- ③ 受託先の個人情報を取り扱うパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないように、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウィルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させること。
- ④ ログ監視ソフト等により、委託先のパソコンのログを収集、管理し、情報漏洩等事故防止策を徹底させること。
- ⑤ 電磁的媒体の取り扱いにおいては、第三者漏えいがないようにパスワードを施し、データを暗号化させること。

1.2 委託料の請求

特定保健指導の実施分は、原則、東京都国民健康保険団体連合会（以下、国保連という。）を通じて請求すること。やむを得ず、これができない実施分及びその他の項目については、区に直接請求する。

国保連への請求については「特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料」を参照し対応すること。なお、不明な点については、国保連において対応可能となるよう確認をとること。

各項目について、下記のとおり扱う。なお、支払い回数、割合は別紙4のとおりとする。

(1) 特定保健指導

- ① 保健指導を実施した場合、行動計画（以下、「計画」という。）を策定する初回面接終了後、途中終了確定後、計画の実績評価（計画策定日から実績評価）終了後にそれぞれ遅延なく当該月分を取りまとめ、区に提出し内容検査を受けること。当該月の実施分は翌月20日（20日が土日・祝日の場合はその直前の平日）までに提出すること。

内容検査を終えた特定保健指導の実施結果は、厚生労働省の定める電子的標準様式（第四期）に基づく電子データとして作成し、電子媒体（CD-R）に保存すること。

- また、実施の翌々月5日（土日、祝日問わず）までに、国保連へ請求すること。
- ② ①による請求ができない実施分については、厚生労働省の定める電子的標準様式（第四期）に基づく電子データを作成し、電子媒体（CD-R）に保存すること。

また、実施翌月20日（20日が土日・祝日の場合はその直前の平日）までに、電子媒体（CD-R）及び実施結果を区へ提出すること。

(2) 非肥満保健指導

実施結果を取りまとめ、厚生労働省の定める電子的標準様式（第四期）に基づく電子データを作成し、電子媒体（CD-R）に保存すること。

また、実施の翌月20日（20日が土日・祝日の場合はその直前の平日）までに、電子媒体（CD-R）及び実施結果を区へ提出すること。

(3) 利用勧奨、受診勧奨、モニタリング資料作成費

実施結果を取りまとめ、実施の翌月20日（20日が土日・祝日の場合はその直前の平日）までに、実施結果を区へ提出すること。

1 3 委託料の支払

- (1) 区は、受託者から12(1)①に基づく請求があった場合は、その内容を点検し、適正な請求に基づき、国保連が当該電子データの提出を受理した月の翌月で区と国保連との間で定める日に、国保連を通じて支払う。
- (2) 区は、受託者から12(1)②、(2)及び(3)に基づく請求があった場合は、その内容を点検し、適正な請求に基づき、30日以内に支払う。

1 4 支払不能となる場合等の取扱い

受託者が、初回面接時や継続支援時等に新宿区国民健康保険被保険者証等を確認せずに保健指導を実施した場合、区は委託料を支払わないものとする。

区より新宿区国民健康保険被保険者資格喪失の連絡を受けた後に受託者が保健指導を実施した場合は、区は委託料を支払わないものとする。

1 5 業務実施状況の確認

必要に応じて保健指導及び個人情報データの管理状況を確認するための視察・同行を行う。受託者はその依頼に応じなければならない。

1 6 その他

- (1) 委託期間中は、業務の履行中に保健指導利用者に事故が発生した場合の賠償責任等に対する損害保険に加入し、加入した損害保険の概要を速やかに区に報告すること。
- (2) 情報通信技術を活用した遠隔面接を実施する場合は、情報を保存するサーバが国内法の執行が及ぶ範囲に設置されていること。
- (3) 本仕様に定めのない事項、または業務の履行にあたって疑義が生じた場合には、適宜区と受託者が協議の上決定するものとする。
- (4) 契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進す

- るための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (5) 契約の履行にあたっては、新宿区環境マネジメントへの取り組みに協力すること。
 - (6) 区健康づくり事業について、必要に応じて情報提供し利用を促すこと。
 - (7) 契約の履行にあたっては、新型コロナウイルス等感染症予防策を講じ、本業務を実施すること。